

第1編 一般企業関係審査・調整等の概要

第1章 不当労働行為の審査

第1節 不当労働行為審査の概況

1. 初審事件の状況

(1) 概況

平成22年の不当労働行為事件取扱件数は、第1表のとおりである。新規申立件数は、21年に比べ14件減少し、381件であった。なお、地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は24件であり、21年に比べ4件の増加となった（第15表参照）。

一方、終結件数をみると、命令・決定件数は111件と21年に比べ8件増加（地方公務員等公務関係事件は6件）となっており、取下・和解件数は240件と21年に比べ33件の減少（地方公務員等公務関係事件は5件）となり、その結果、次年への繰越件数は583件となった。

JR関係事件の新規申立件数は2件であり、終結件数は7件であった（巻末統計表第10-1表参照）。

第1表 不当労働行為事件取扱件数（初審）

（単位：件）

区分 年		係属状況			終結状況				次年繰越
		前年繰越	新規申立	計	取下・和解	命令・決定	移送	計	
総計	20	488	355	843	210	98	—	308	535
	21	535	395	930	273①	103①	1	377②	553
	22	553	381	934	240	111	—	351	583
業 う 関 ち 係 民 事 間 件 企	20	367	322	689	201	95	—	296	393
	21	393	375	768	260①	97①	1	358②	410
	22	410	357	767	235	105	—	340	427

（注） ○内数字は分離事件で外数である。

(2) 新規申立の状況

イ. 新規申立件数

平成 22 年における新規申立件数は 381 件であり、21 年の 395 件に比べ 14 件減少している。その内訳をみると、民間企業関係事件は 357 件で、21 年の 375 件に対し 18 件の減少となっている。一方、地方公務員等公務関係事件は 24 件で、21 年の 20 件に対し 4 件の増加となっている（第 15 表参照）。

新規申立件数を労委別にみると、東京が 125 件（21 年 119 件）で最も多く、次いで大阪 89 件、神奈川 32 件、北海道 28 件、兵庫 13 件などの順となっている。また、民間企業関係事件についてみると、東京が 114 件（21 年 112 件）で最も多く、次いで大阪 85 件、北海道 28 件、神奈川 31 件などの順であり、地方公務員等公務関係事件では、東京が 11 件と最も多くなっている（巻末統計表第 1－1 表及び第 1－2 表参照）。

ロ. 申立人別新規申立件数

新規申立件数を申立人別にみると、組合申立てが 361 件（新規申立件数の 95%）で最も多く、組合及び個人の連名による申立てが 12 件（同 3%）、個人申立てが 8 件（同 2%）の順となっている。これを民間企業関係事件についてみると、組合申立てが 343 件（民間企業関係事件新規申立件数の 96%）で最も多く、組合及び個人の連名による申立て 11 件（同 3%）、個人申立て 3 件（同 1%）の順となっている（巻末統計表第 3－1 表及び第 3－2 表参照）。

ハ. 労組法第 7 条該当号別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数 357 件を労組法第 7 条該当号別に重複集計してみると、2 号関係事件 276 件（民間企業関係事件新規申立件数の 77%）、3 号関係事件 158 件（同 44%）、1 号関係事件 156 件（同 44%）、4 号関係事件 7 件（同 2%）の順となっている。また、これらの内訳をみると、2 号事件が 145 件（同 41%）で最も多く、次いで 1・2・3 号事件 63 件（同 18%）、2・3 号事件 34 件（同 10%）、1・3 号事件 33 件（同 9%）などの順になっている（巻末統計表第 4－2 表参照）。

ニ. 企業規模別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数 357 件を企業規模別にみると、49 人以下が 117 件（民間企業関係事件新規申立件数の 33%）で最も多く、次いで 100 人以上 499 人以下が 85 件（同 24%）、1,000 人以上が 59 件（同 17%）、50 人以上 99 人以下が 56 件（同 16%）、500 人以上 999 人以下が 31 件（同 9%）の順となっている（巻末統計表第 5

－ 2 表参照）。

ホ．業種別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数 357 件を産業大分類別にみると、製造業が 67 件（民間企業関係事件新規申立件数の 19%）で最も多く、次いで運輸業、郵便業が 63 件（同 18%）、サービス業（他に分類されないもの）が 44 件（同 12%）、教育、学習支援業が 38 件（同 11%）などの順になっている。さらにこれらを中分類でみると、道路貨物運送業が 27 件（同 8%）、道路旅客運送業が 22 件（同 6%）、医療業、職業紹介・労働者派遣業が 15 件（同 4%）などの順となっている（巻末統計表第 6 表参照）。

(3) 終結の状況

イ．終結件数

平成 22 年における終結件数は 351 件であり、21 年の 377 件に比べ 26 件減少している。その内訳をみると、民間企業関係事件は 340 件で、21 年の 358 件に比べ 18 件減少し、地方公務員等公務関係事件は 11 件で、21 年の 19 件に対し 8 件の減少となっている。

終結区分の内訳は、命令・決定によるものが 111 件（終結件数の 32%）、取下・和解によるものが 240 件（同 68%）となっている。これを民間企業関係事件についてみると、命令・決定によるものが 105 件（民間企業関係事件終結件数の 31%）で、21 年に比べ 8 件増加し、取下・和解によるものが 235 件（同 69%）で、25 件減少している（前掲第 1 表、巻末統計表第 2－1 表及び第 2－2 表参照）。

終結件数を労委別にみると、東京が 94 件で最も多く、次いで大阪 92 件、神奈川 26 件、北海道 21 件、愛知、兵庫 13 件などの順となっている。また、民間企業関係事件についてみると、東京 92 件、大阪 88 件、神奈川 26 件、北海道 21 件、愛知、兵庫 13 件などの順となっている（巻末統計表第 1－1 表及び第 1－2 表参照）。

以上の結果、22 年の未処理件数（23 年への繰越件数）は 583 件で、前年からの繰越件数 553 件に対し、30 件の増加となっている。

なお、22 年における終結率 $\left[\frac{351}{934} \times 100 \right]$ は 38%であり、21 年の 41%に対して 3 ポイント減となっている。なお、民間企業関係事件の繰越件数は 427 件で、前年からの繰越件数 410 件に対し 17 件増加しており、その終結率は 44%と 21 年の 47%に対し 3 ポ

イント減となっている（前掲第1表、巻末統計表第2-1表及び第2-2表参照）。

ロ. 命令・決定の状況

命令・決定による終結件数の内訳をみると、一部救済命令が49件で最も多く、次いで棄却命令45件、全部救済命令13件、却下決定4件の順となっている。ちなみに、

救済率 $\left[\frac{13 + 49 \times 1/2}{111} \times 100 \right]$ は34%であり、前年の45%に対し11ポイント減となって

いる（巻末統計表第2-1表参照）。

ハ. 和解の状況

和解（取下を除く。）による終結件数は179件で、21年（208件）に対し29件の減少となっている（巻末統計表第2-1表参照）。

また、労働組合法第27条の14第2項の規定に基づく和解認定の申立件数は4件であり、すべてが認定された。

なお、同条第4項の規定に基づく和解調書の作成、及び同条第6項の規定に基づく執行文の付与の申立てはなかった（第2-1表参照）。

第2-1表 和解の認定件数（初審）

（単位：件）

年	区分 和解件数	和解認定 申立	和解認定	うち和解調書作成		不認定
					うち執行 文付与	
21	208	2	2	2	1	0
22	179	4	4	0	0	0

これを、和解が審査手続上どの段階で成立したかをみると、申立てから第1回調査に入るまでの段階が3件（和解による終結件数の2%）、第1回調査から第1回審問前までの段階が137件（同77%）、第1回審問から結審前までの段階が26件（同15%）、結審以降が13件（同7%）となっている（第2-2表参照）。さらに、これを労委の関与、無関与の別にみると、審問前の140件では関与和解が113件（審問前終結140件の81%）、無関与和解が27件（同19%）であり、第1回審問以降の39件では、関与和解が26件（審問以降終結39件の67%）、無関与和解が13件（同33%）となっている。

第2-2表 和解事件の段階別終結件数（初審）

（単位：件、％）

区分 年	申立から第1回 調査に入るまで の段階	第1回調査から 第1回審問まで の段階	第1回審問から 結審前までの 段階	結審以降	計
18	5 (3)	109 (60)	42 (23)	27 (15)	183 (100)
19	23 (9)	188 (74)	29 (11)	14 (6)	254 (100)
20	5 (3)	105 (61)	37 (22)	25 (15)	172 (100)
21	7 (3)	153 (74)	37 (18)	11 (5)	208 (100)
22	3 (2)	137 (77)	26 (15)	13 (7)	179 (100)

また、民間企業関係事件の和解により終結した177件を労組法第7条該当号別にみると、1号関係事件65件、2号関係事件145件、3号関係事件81件、4号関係事件2件となっている（1つの事件で2つ以上の号に関係するものもあるので、その合計は事件数とは一致しない）。

次に、和解で終結した事件の内容をみると、1号関係事件の内訳は、関与和解が46件、無関与和解が19件となっている。そのうち解雇事件の和解内容をみると、解雇撤回・原職復帰（3件）及び再採用（0件）により職場復帰したものが計3件（解雇事件の和解34件の9％）、解雇取消・依願退職（10件）及び解雇承認（8件）により職場を去ったものが計18件（同53％）などとなっている（第3表参照）。

第3表 解雇事件の和解内容（初審）

（単位：件）

区 分		計	関与和解	無関与和解
合 計		(65) 34	(46) 26	(19) 8
職 場 に 復 帰 し た も の	小 計	3	3	0
	解 雇 撤 回 ・ 原 職 復 帰	3	3	0
	再 採 用	0	0	0
職 場 を 去 っ た も の	小 計	18	17	1
	解 雇 取 消 ・ 依 願 退 職	10	9	1
	解 雇 承 認	8	8	0
そ の 他 （ 含 不 明 ）		13	6	7

（注）1. 民間企業関係事件のみを集計した。

2. ()内数字は、労組法第7条1号関係事件の和解による終結件数である。

2号関係事件の内訳は、関与和解 117 件、無関与和解 28 件となっている。和解内容を項目別にみると、紛争事項の解決に伴い救済申立の維持の必要がなくなったもの 78 件（2号関係事件の和解 145 件の 54%）、今後の団交を約したもの 13 件（同 9%）などとなっている（第 4 表参照）。

第 4 表 団交拒否事件の和解内容（初審）

（単位：件）

区 分	計	関与和解	無関与和解
合 計	145	117	28
今 後 の 団 交 を 約 し た	13	13	0
団 交 ル ー ル を 決 め た	12	12	0
申 立 後 団 交 し た	10	7	3
紛 争 事 項 の 解 決 に 伴 い 救 済 申 立 の 維 持 の 必 要 が 無 くなった	78	64	14
そ の 他 （ 含 不 明 ）	32	21	11

（注） 民間企業関係事件のみを集計した。

第 5 表 支配介入事件の和解内容（初審）

（単位：件）

区 分	計	関与和解	無関与和解
合 計	(81) 95	(57) 70	(24) 25
不 利 益 ・ 支 配 介 入 を 是 正 す る こ と で 和 解	21	19	2
紛 争 事 項 を 今 後 協 議 （ 含 事 前 協 議 制 履 行 ）	8	7	1
団 交 ル ー ル を 設 定 又 は 団 交 を 約 束	10	10	0
解 決 金 支 払	28	24	4
そ の 他 （ 含 不 明 ）	28	10	18

（注） 1. 民間企業関係事件のみを集計した。

2. （ ）内数字は、労組法第 7 条 3 号関係事件の和解による終結件数である。

3. 1 件で 2 以上の項目にわたる事件があるので、合計欄の数字は終結件数と一致しない。

3 号関係事件の内訳は、関与和解 57 件、無関与和解 24 件となっている。和解内容を項目別にみると、和解にあたり解決金を支払う内容で和解したものの 28 件（3 号関係事件の和解内容の総数 95 件の 29%）、不利益・支配介入を是正することで和解したものの 21 件（同 22%）などとなっている（第 5 表参照）。

(4) 審査の状況

イ. 終結件数

平成 22 年中に終結した初審事件の平均処理日数をみると、命令・決定では 579 日（21 年 575 日）、取下・和解では 346 日（同 232 日）、総平均では 420 日（同 326 日）となっており、前年に比べると、命令・決定、取下・和解、総平均のいずれにおいても増加している（巻末統計表第 7－1 表参照）。ちなみに、民間企業関係事件の平均処理日数は、命令・決定では 577 日（21 年 578 日）、取下・和解では 322 日（同 230 日）、総平均では 401 日（同 324 日）となっている。

また、終結件数（移送によるものを除く。）351 件のうち 1,000 日以上を要した事件は 15 件（うち取下・和解事件 11 件）であり、このうち、3,000 日以上を要した事件は 2 件（同 2 件）である（巻末統計表第 8 表参照）。取下・和解の平均処理日数が昨年に比べ著しく増加したのは、3,000 日以上を要した 2 件が終結したことによる。

次に、命令・決定に要した段階別平均処理日数（審理を経ず命令・決定した事件は含まない。）についてみると、申立てから第 1 回審問前までの期間が 277 日（21 年 254 日）、第 1 回審問から結審前までの期間が 163 日（同 151 日）、結審から命令書交付までの期間が 139 日（同 127 日）となっている。これを期間別の構成比で見ると、申立てから第 1 回審問前までの期間が 48%と最も多く、次いで第 1 回審問から結審前までの期間が 28%、結審から命令書交付までの期間が 24%の順となっている（第 6 表参照）。

ロ. 調査・審問回数及び証人数

平成 22 年中に終結した初審事件（移送によるものを除く。）351 件について、終結事由別に、1 件当たりの平均の調査回数、審問回数及び証人数をみると、調査回数が 4.7 回（21 年 4.1 回）、審問回数が 1.8 回（同 1.4 回）、証人数は 2.0 人（同 1.5 人）

となっている。取下・和解事件では、調査回数及び証人数は取下事件（それぞれ 4.1 回、1.7 人）が、審問回数は取下事件及び関与和解事件（ともに 1.1 回）がそれぞれ最大となっており、命令・決定事件では、調査回数、審問回数、証人数のいずれも、命令事件（それぞれ 6.3 回、4.0 回、4.1 人）が最大となっている（第 7 表参照）。

第 6 表 命令・決定件数（初審）段階別平均処理日数内訳

（単位：日、％）

区分 年	申立から第 1 回審問前 までの期間	第 1 回審問 から結審前 までの期間	結審から命 令書交付ま での期間	計
18	241 (26)	431 (46)	257 (28)	929 (100)
19	260 (31)	412 (49)	167 (20)	839 (100)
20	232 (35)	300 (45)	133 (20)	664 (100)
21	254 (48)	151 (28)	127 (24)	532 (100)
22	277 (48)	163 (28)	139 (24)	579 (100)

（注） 審問を経ずに命令・決定した事件を含まないため、命令・決定事件全数の平均処理日数とは必ずしも一致しない。

第 7 表 審査状況（初審終結事件）

区分	年	計	取下・和解			命令・決定	
			取下	無関与	関与	命令	決定
終 結 件 数 (件)	21	376	65	44	164	89	14
	22	351	61	40	139	107	4
一件当たりの 平均調査回数 (回)	21	4.1	2.7	4.3	3.6	5.4	8.4
	22	4.7	4.1	4.0	3.9	6.3	5.3
一件当たりの 平均審問回数 (回)	21	1.4	0.5	0.5	0.6	3.6	4.1
	22	1.8	1.1	1.1	0.5	4.0	2.0
一件当たりの 平均証人数 (人)	21	1.5	0.3	0.7	0.8	3.9	2.2
	22	2.0	1.7	0.9	0.8	4.1	3.0

ハ. 証人等出頭命令等の状況

平成 22 年中の初審の証人等出頭命令は、前年からの繰越しは 3 件で、新規申立件数 2 件と合わせると 5 件が係属し、そのうち 1 件について棄却の決定が出され、2 件が取下・打切となり、2 件が次年に繰り越されている。

また、初審の物件提出命令の新規申立件数は5件であり、前年からの繰越し7件と合わせて12件が係属し、そのうち2件について棄却、1件について却下の決定が出され、8件が取下・打切となり、1件が次年に繰り越されている（巻末統計表第9-3表参照）。

二. 審査の目標期間の達成状況

このほか、都道府県労委ごとの具体的な審査の目標期間の達成状況については、都道府県労委のホームページ、年報等を参照。

(5) 不服の状況

平成22年中に交付された初審の命令・決定書数は99件（21年89件）である。これに対し、労働者側から又は使用者側から、あるいは労使双方から再審査が申し立てられた命令・決定書数は58件（同47件）、行政訴訟が提起されたものは9件（同11件）となっている（第8-2表参照）。ちなみに、その不服率は65%であり、21年と同率となった。

第8-1表 初審命令書数に対する不服状況推移

（単位：件、%）

年・区分		命令 決定書数 (A)	不服申立 な し	不服数 (B)	不服率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
18		93	30	63	68
19		114	32	82	72
20		85	35	50	59
21		89	31	58	65
22		99	35	64	65
22年命令・ 決定内訳	全部救済	11	3	8	73
	一部救済	48	14	34	71
	棄却	37	18	19	51
	却下	3	0	3	100

第8-2表 初審命令書数に対する不服状況推移内訳

区分 年	命 令・ 決定書数 (A)	不 合 原 計 (B)	再審査申立			行政訴訟提起			再審査(労)	再審査(労)	再審査(使)	再審査(使)	再審査(労)	不服率 (B)/(A)
			労	使	双	労	使	双	行 訴 (使)	行 訴 (労)	行 訴 (使)	行 訴 (労)	行 訴 (双)	
18	93	63	23	18	13	-	5	-	2	1	1	-	-	68
19	114	82	28	31	8	3	10	-	1	1	-	-	-	72
20	85	50	10	24	7	1	5	-	2	-	1	-	-	59
21	89	58	15	26	6	4	7	-	-	-	-	-	-	65
22	99	64	24	22	9	2	4	-	1	-	-	1	1	65

(注) 平成 18、20 年の件数は平成 20 年年報において修正されたため、それ以前の年報の数値とは一致しない。

次に、不服状況を労使別にみると、労働者側では、却下・棄却（救済命令中の棄却部分を含む。）の命令書 88 件（21 年 63 件）に対して、再審査申立てが 36 件（同 20 件）、行政訴訟提起は 4 件（同 4 件）であり、その不服率は 43%（同 38%）となっている。一方、使用者側では、救済（一部救済命令中の救済部分を含む。）の命令書 59 件（21 年 59 件）に対して、再審査申立てが 32 件（同 31 件）、行政訴訟提起が 6 件（同 7 件）であり、その不服率は 64%（同 64%）となっている（第 9 表参照）。

第9表 初審命令書数に対する労使別不服状況推移内訳

(単位：件、%)

区分 年	労働者提起（却下・棄却に対して）					使用者提起（救済に対して）			
	対象命令・ 決定書数	再審査	行 訴	再審査 ・行訴	不服率	対象命令・ 決定書数	再審査	行 訴	不服率
18	74	35	1	1	49	58	32	7	67
19	85	36	3	1	49	72	39	11	69
20	67	19	2	-	31	59	32	7	66
21	63	20	4	-	38	59	31	7	64
22	88	34	2	2	43	59	32	6	64

(注) 不服状況の件数は、その年に出された命令・決定書に対するものであり、翌年に申立て又は提起されたものも含む。したがって、第 10-1 表及び巻末統計表第 2-3 表の再審査事件申立件数と一致しない場合がある。

平成 18～20 年までの件数は平成 20 年年報において修正されたため、それ以前の年報の数値とは一致しない。

2. 再審査事件の状況

(1) 新規申立て及び終結の状況

平成 22 年中に係属した再審査事件数は、21 年からの繰越 115 件に新規申立て 68 件 (21 年 54 件) を加えた 183 件となっており、係属件数は 15 件の増加となった。

新規申立て 68 件の内訳は、J R 関係が 5 件 (21 年 2 件)、それ以外の事件は農業 1 件 (同 0 件)、運輸通信業 8 件 (同 8 件)、サービス業 27 件 (同 13 件)、製造業 16 件 (同 11 件)、電気・ガス・熱供給・水道業 2 件 (同 4 件)、金融業・保険業 0 件 (同 0 件)、卸売業・小売業 6 件 (同 14 件)、建設業 1 件 (同 1 件)、地方公務員等公務関係事件 2 件 (同 1 件) となっている。

これを労使別の申立件数でみると、労働者側申立てが 35 件 (21 年 22 件)、使用者側申立てが 33 件 (同 32 件) となっている。

一方、終結件数は 74 件 (21 年 53 件) で、この結果、未処理件数 109 件 (同 115 件) が次年に繰り越された。終結件数 74 件の内訳は、取下・和解によるものが 26 件 (終結件数の 35%)、命令・決定によるものが 48 件 (同 65%) となっている (第 10-1 表及び巻末統計表第 2-3 表参照)。

第 10-1 表 不当労働行為事件取扱件数 (再審)

(単位：件)

年	区分	係属状況			終結状況			次年繰越
		前年繰越	新規申立	計	取下・和解	命令・決定	計	
総計	17	281 (3)	90 (3)	371 (6)	57	65 (1)	122 (1)	249 (5)
	18	249 (5)	77 (8)	326 (13)	79	69 (4)	148 (4)	178 (9)
	19	178 (9)	76 (3)	254 (12)	37 (4) ①	59 (6)	96 (10) ①	158 (2)
	20	158 (2)	51 (1)	209 (3)	38	57 (2)	95 (2)	114 (1)
	21	114 (1)	54 (1)	168 (2)	19	34 (1)	53 (1)	115 (1)
	22	115 (1)	68 (2)	183 (3)	26	48 (1)	74 (1)	109 (2)

(注) 1. () 内数字は、地方公務員等公務関係事件で内数である。

2. 平成 18 年において、3 件の J R 関係事件について審査の分離を行い、生じた分離事件をそれぞれ件数計上する取扱いとしている (新規申立に 3 件、取下・和解に 3 件)。

3. ○数字は、分離事件件数で外数である。

また、平成 22 年の再審査事件における和解認定の申立件数は 15 件であり、すべてが認定されている。

なお、和解調書の作成及び執行文の付与の申立てはなかった(第 10-2 表参照)。

第 10-2 表 和解の認定件数 (再審)

(単位：件)

区 分 年	和解件数	和解認定 申 立	和解認定	うち和解調書作成		不認定
				うち執行 文付与		
20	30	23	23	0	0	0
21	11	11	11	0	0	0
22	15	15	15	0	0	0

(2) 審査の目標期間の達成状況

中労委においては、平成 19 年 11 月、審査の期間の目標を改定し、20 年から 22 年までの 3 年間で、次の 2 つの目標の達成に向けて取り組んでいる。

目標 1 新規申立事件については、1 年 6 箇月以内のできるだけ短い期間内に終結させること

目標 2 平成 19 年末時点において申立てから 1 年 6 箇月以上係属している事件(長期滞留事件)については、今後 3 年間に於いて、当事者の理解と協力の下にできる限りその解消を図ること

目標 1 の達成状況については、17 年 1 月以降の新規申立事件 434 件のうち、22 年末までに終結した事件は 352 件(平均処理日数 418 日)、このうち 1 年 6 箇月以内に終結した事件は 272 件(全体の 77.3%)となっている。

目標 2 の達成状況については、19 年末時点の長期滞留事件 93 件のうち、22 年末までに 64 件(全体の 68.8%)が終結し、29 件が 23 年に繰り越されている(巻末統計表第 9-5 表及び第 9-6 表参照)。

(3) 再審査の状況

イ. 処理日数

終結事件の平均処理日数をみると、命令・決定では1,648日(21年854日)、取下・和解では256日(同505日)、総平均では1,159日(同729日)となっており、命令・決定で794日増加し、取下・和解で249日減少し、全体として430日の増加となった(巻末統計表第7-1表参照)。

また、命令・決定に要した段階別平均処理日数(審問を経ず命令・決定した事件は含まない)についてみると、申立てから第1回審問前までの期間が953日、第1回審問から結審前までの期間が72日、結審から命令書交付までの期間が705日となっている。これを期間別の構成比で見ると、申立てから第1回審問前までの期間が56%と最も多く、次いで結審から命令書交付までの期間が41%、第1回審問から結審前までの期間が4%の順となっている(第11-1表参照)。

第11-1表 命令・決定件数(再審)段階別平均処理日数内訳

(単位:日、%)

年	区分	申立てから第1	第1回審問から	結審から命令書	計
		回審問前までの期間	結審前までの期間	交付までの期間	
21	全事件	659 (73)	24 (3)	215 (24)	897 (100)
	J R事件を除いたもの	—	—	—	—
22	全事件	953 (56)	72 (4)	705 (41)	1,709 (100)
	J R事件を除いたもの	1,055 (77)	73 (5)	246 (18)	1,373 (100)

(注) 審問を経ずに命令・決定した事件を含まないため、命令・決定事件全数の平均処理日数とは必ずしも一致しない。

ロ. 調査・審問回数及び証人数

終結事件について、終結事由別に、1件平均の調査回数、審問回数及び証人数をみると、第11-2表のとおりであり、命令事件では、調査回数4.3回(21年4.3回)、審問回数は1.6回(同1.2回)、証人数は2.1人(同1.2人)と審問回数、証人数はいずれも増加した。また、関与和解事件においては、調査回数は4.6回(同5.8回)、審問回数は0.3回(同0.5回)、証人数は0.6人(同1.1人)と調査回数、審問回数及び証人数はいずれも減少した。

第 11－2 表 審査状況（再審査終結事件）

区 分	年	計	取下・和解			命令・決定	
			取 下	無 関 与	関 与	命 令	決 定
終 結 件 数 (件)	21	53	8	0	11	33	1
	22	74	11	0	15	44	4
一 件 当 た り の 平 均 調 査 回 数 (回)	21	4.0	0.6	-	5.8	4.3	0.0
	22	4.0	3.1	-	4.6	4.3	1.5
一 件 当 た り の 平 均 審 問 回 数 (回)	21	0.9	0.0	-	0.5	1.2	0.0
	22	1.1	0.3	-	0.3	1.6	1.5
一 件 当 た り の 平 均 証 人 数 (人)	21	1.0	0.0	-	1.1	1.2	0.0
	22	1.5	0.4	-	0.6	2.1	1.5

ハ. 証人等出頭命令及び物件提出命令の状況

再審査における、平成 22 年中の証人等出頭命令の新規申立ては 2 件であり、平成 22 年中に 2 件とも決定で終結している。

また、物件提出命令の新規申立ては 1 件であり、平成 22 年中に取下で終結している（巻末統計表第 9－3 表参照）。

(4) 不服の状況

平成 22 年中に交付された命令・決定件数は 48 件（21 年 34 件）である。これらに対し、行政訴訟が提起されたものは、使用者側から 14 件、労働者側から 11 件の計 25 件（同 16 件）である（巻末統計表第 30 表参照）。

命令・決定に対する不服率は 52%（同 47%）となっている（第 12 表参照）。

第12表 再審査命令・決定件数に対する不服状況推移

(単位：件、%)

年・区分	命令・ 決定件数 (A)	不服申立 な し	不服件数 (B)	不服率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$	
17	65	37	28	43	
18	69	35	34	49	
19	59	33	26	44	
20	57	30	27	47	
21	34	18	16	47	
22	48	23	25	52	
22年命令・ 決定内訳	初審支持	25	15	10	40
	一部変更	17	4	13	76
	全部変更	2	1	1	50
	却下	4	3	1	25

3. その他

(1) 複数組合併存事件取扱概況（初審）

平成22年における民間企業関係事件の新規申立件数357件のうち、同一企業内に2以上の組合が併存するいわゆる複数組合併存事件は89件（21年86件）で、民間企業関係事件新規申立件数に占める割合は25%（21年23%）となっている。

これを企業規模別にみると、500人以上が50件（民間企業関係事件新規申立件数90件の56%）で最も多く、100人以上499人以下、99人以下ともに19件（それぞれ同85件の22%、同173件の11%）となっている。

また、労組法第7条該当号別にみると、2号関係事件が57件（複数組合併存事件89件の64%）と最も多く、次いで3号関係事件54件（同61%）、1号関係事件45件（同51%）、4号関係事件5件（同6%）の順となっている（第13表参照）。

一方、複数組合併存事件の終結件数は90件（21年95件）で、その内訳は、取下・和解が49件、命令・決定が41件となっている（第14表参照）。

第13表 複数組合併存事件申立状況（初審）

（単位：件、％）

区 分		年				
		18	19	20	21	22
民間企業関係新規申立件数		298	308	322	375	357
うち複数組合併存事件数		[29] 85	[25] 78	[26] 84	[23] 86	[25] 89
企業規模別 内 訳	99人以下	<16> 19	<14> 20	<10> 14	<8> 14	<11> 19
	100人～499人	<27> 25	<27> 23	<23> 19	<28> 22	<22> 19
	500人以上	<56> 41	<45> 33	<54> 51	<52> 48	<56> 50
労働組合法 第7条各 号別	1号関係	(64) 54	(60) 47	(50) 42	(48) 41	(51) 45
	2号関係	(60) 51	(58) 45	(68) 57	(74) 64	(64) 57
	3号関係	(69) 59	(59) 46	(57) 48	(62) 53	(61) 54
	4号関係	(7) 6	(4) 3	(5) 4	(2) 2	(6) 5

- (注) 1. [] 内数字は、民間企業関係事件数に対する比率である。
 2. < > 内数字は、企業規模別の民間企業関係事件数に対する比率である。
 3. () 内数字は、複数組合併存事件数に対する比率である。
 4. 7条各号別関係は、1事件に2以上の場合があるので、申立件数とは一致しない。
 5. 企業規模不明の事件があるため、複数組合併存事件数と企業規模別内訳の合計が一致しない場合がある。

第14表 複数組合併存事件終結状況（初審）

（単位：件、％）

区 分		年				
		18	19	20	21	22
合 計		(100) 146	(100) 165	(100) 99	(100) 95	(100) 90
取 下 ・ 和 解		(63) 92	(55) 90	(57) 56	(55) 52	(54) 49
命 令 ・ 決 定		(37) 54	(45) 75	(43) 43	(45) 43	(46) 41

- (注) 地方公務員等公務関係事件を含む。

(2) 地方公務員等公務関係事件の概況（初審）

平成 22 年における地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は 24 件（新規申立件数 381 件の 6 %）、終結件数は 11 件（終結件数 351 件の 3 %）となっている（第 15 表参照）。

新規申立件数 24 件を申立人別にみると、組合申立て 18 件、個人申立て 5 件、組合及び個人連名による申立て 1 件の順となっている。労組法第 7 条該当号別では、2 号関係事件 16 件、1 号関係事件 14 件、3 号関係事件 11 件、4 号関係事件 1 件の順となっている。

一方、終結件数は 11 件で、その内訳をみると、取下げ 3 件、無関与和解 1 件、関与和解 1 件、一部救済命令 1 件、棄却 5 件となっている。

第 15 表 地方公務員等公務関係事件係属状況

（単位：件、%）

区 分	年				
	18	19	20	21	22
新 規 申 立 件 数	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
	331	330	355	395	381
うち地方公務員等公務関係事件	(10)	(7)	(9)	(5)	(6)
	33	23	33	20	24
終 結 件 数	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
	357	461	308	377	351
うち地方公務員等公務関係事件	(10)	(17)	(4)	(5)	(3)
	34	78	12	19	11

(3) JR関係事件の概況

イ. 初審関係

昭和 62 年以降平成 22 年末までの JR 関係事件の累積申立件数は 487 件で、うち累積終結件数は 480 件（取下・和解 119 件、命令・決定 361 件）で、23 年に繰り越された件数は 7 件（22 年への繰越件数は 12 件）となっている。

このうち、22 年の状況についてみると、新規申立件数は 2 件（民間企業関係新規申立件数 357 件の 0.6 %）で、21 年の新規申立件数と同数になっている。一方、終結件数は 7 件（同終結件数 340 件の 2.1 %）で、21 年の 2 件に比べて 5 件の増加となっている。終結件数 7 件の内訳は、取下・和解が 3 件、命令・決定が 4 件となっている（巻末統計表第 10-1 表参照）。

ロ. 再審査関係

昭和 63 年以降平成 22 年末までの JR 関係事件の累積申立件数は 288 件で、うち累積終結件数は 277 件（取下・和解 140 件、命令・決定 137 件）で、23 年に繰り越された件数は 11 件（22 年への繰越件数は 15 件）となっている。

このうち22年の状況についてみると、新規申立件数は5件(新規申立件数68件の7.4%)で、21年の新規申立件数2件に比べて3件の増加となっている。一方、終結件数は9件となっている(巻末統計表第10-2表参照)。

(4) 合同労組事件の概況

イ. 初審関係

平成22年における合同労組事件の新規申立件数は、250件(新規申立件数381件の65.6%)となっている。また、このうち駆込み訴え事件は91件あり、新規申立件数に占める割合は23.9%、合同労組事件に占める割合は36.4%となっている。

ロ. 再審査関係

平成22年における合同労組事件の新規申立件数は、40件(新規申立件数68件の58.8%)となっている。また、このうち駆込み訴え事件は8件あり、新規申立件数に占める割合は11.8%、合同労組事件に占める割合は20.0%となっている(第16表参照)。

第16表 合同労組事件の申立状況

(単位：件、%)

	新規申立件数	うち合同労組事件	
			うち駆込み訴え事件
初 審	381	250 (65.6)	91 (23.9) < 36.4 >
再 審	68	40 (58.8)	8 (11.8) < 20.0 >

- (注) 1. ここで集計した合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。
2. ()内は新規申立事件に対する割合。
3. < >内は合同労組事件に対する割合。